

調査と情報

2006. 9

巻頭言

「米国産牛肉輸入の再開」について考える…………… 1

寄稿

水田作地帯の集落営農は米作を主軸とする
本来の姿で…………… 2
佐賀大学海浜台地生物環境研究センター
教授 小林恒夫

調査研究

経営所得安定対策と集落営農の課題
— 2つの集落でのアンケート調査から —…………… 4

ベトナムにおける養豚の新展開……………10

農協の中期的課題

過疎化・高齢化に対応した経営改革を進める
J A 島根おおち……………14

研究の視点

農協と農業法人の協力・連携のあり方……………18

ぶっくレビュー

『食品の裏側—みんな大好きな食品添加物』……………19

あぜみち

『自然生態系農業の町・綾町』へ……………20

統計の眼

林家の主業構成の変化に見るサラリーマン林家の
増加—2000年林業センサスから—……………21

本誌において個人名による掲載文のうち意見
にわたる部分は、筆者の個人見解である。

「米国産牛肉輸入の再開」について考える

米国産牛肉の輸入が、この7月から再開（許可通知）された。政府高官によれば、「後は、消費者次第」ということになる。これは、「実際にどのくらい売れるかは、消費者次第（好みの問題）」という意味だろうと考えられる。しかしながら、ここには2つの問題点が横たわっている。

1つは、「好み」といってもその選好は食品の安全・安心に関わるものだということである。もう1つは、生鮮食品として小売業者から購入する場合は原産国表示が行われて消費者に選択の余地があるが、加工食品や、外食・中食として購入・消費する場合には、現行制度上は原料原産地表示の義務付けが無く、消費者に選択の自由が保障されていない点である（肉の重量50%以上の生鮮に近い加工肉は06年10月から原料原産地表示義務付け）。

ところで、今回の米国産牛肉の輸入再開に至る経緯について振り返ると、2003年12月の米国でのBSE発生に伴う輸入禁止に端を発し、その後食品安全委員会が慎重にリスク・アセスメントを進め、「20ヶ月齢以下の牛肉に限り、特定危険部位（SRM）を除去したものに限り」という輸出条件の順守を条件とした苦渋の結論の下に輸入再開を容認し、05年12月に輸入が再開されたものの、1ヶ月後（06年1月）にその輸出条件に違反する特定危険部位である脊柱（背骨）を含む子牛肉が発見・確認されて、再度輸入が停止されていたというものである。

最初の輸入再開（05年）をめぐる議論のなかでは、米国産牛肉について主に4つの問題点が指摘されていた。それらは、米国における①月齢判別の物理的、制度的限界性（肉質による判別の妥当性、任意出生記録の正確性）、②特定危険部位除去の不適切事例（米国農務省自身による開示）、③飼料の交差汚染の危険性（牛由来の肉骨粉の豚・鶏への供与容認）、④検査頭数の少なさ（と畜頭数の1%程度）であり、①②は対日輸出条件の順守そのものを危ぶませる内容となっていた。

そして、輸入再開後1ヶ月にして危惧が現実のものとなったのである。06年1月の脊柱混入は、対日輸出品目にかかる特定危険部位の除去義務を米国の当該食肉処理業者も政府検査官も十分認識していなかったという驚くべき事情の下で発生している。しかし、日本政府はこれを対日輸出プログラムの運用上（リスク管理上）の問題とし、食品安全委員会への諮問を経ずに米国と対日輸出施設の事前査察等を条件に輸入再開を合意し（6月）、事前査察（7月）を経て輸入再開を決定した。

BSEに関しては、高齢牛の末梢神経（現行の特定危険部位以外）に病原体が蓄積するリスクも指摘されており、「20ヶ月齢以下、危険部位除去」はいわば最低限の輸入条件であろう。また、同じ対日輸出施設の設備器具で20ヶ月齢超の牛肉が処理されることに伴うリスクも考えられる。米国政府がBSE検査縮小方針（と畜頭数の1%程度を0.1%程度へ、8月にも実施）を打ち出すという更なる逆風の中で、日本政府は、結果的に食の安心対策の一部を消費者に転嫁したに等しい状態を作り出したことに思いを致し、せめて食品全般への原産国、原料原産地表示の徹底を図っていく必要があろう。

（基礎研究部 主席研究員 藤野信之）

水田作地帯の集落営農は 米作を主軸とする本来の姿で

佐賀大学海浜台地生物環境研究センター 教授 小林 恒 夫



はじめに

今月から品目横断的経営安定対策への加入申請手続きが開始される。それに向け、認定農業者や特定農業団体結成予定の集落等のリーダーや関係農家は必要な話し合い等、忙しい時節が続いている。戦後農政の大転換と言われているだけに、現世帯主にとってはこれまでに経験のない新たな事態に直面している。

この対策の対象作物は麦・大豆等の4作物と米であるため、西日本において最大の麦・大豆の産地である福岡・佐賀両県では目下、農家のみならず、農政局・県・農協組織が一丸となって取組を進めており、県当局は両作物の大半を対象担い手（認定農業者と特定農業団体）に集約可能であると見ているようである。

1 これまでも集落営農は難産だった

機械の共同利用、協業組織、集団転作というように時代時代で内容はそれぞれ異なっていたが、これまでも我が国において集落営農は大なり小なり、また一度ではなく数度にわたり経験のある取組であった。しかし、いずれも難産の連続であった。また、集落営農や生産組織への農家の参加状況は、平均的に見て1割内外であったし、現在でも同水準を超えていない。これらの点を見ても、今後とも集落営農の取組は思うほどたやすい道ではないと思われる。

そして、今回の品目横断的経営安定対策の対象となりうる集落営農の組織化においても、統計や実態調査の結果から、他産業並み所得が取得可能な主たる従事者の確保、経理の一

元化、あるいは法人化計画などの要件が特定農業団体結成の足かせとしてつとに指摘されてきた。

2 集落営農の地域性＝自治体農政の重要性

本年6月末現在で特定農業団体数は滋賀、富山、大分の3県で77%を、特定農業法人数は広島、富山、島根の3県で51%を占めるといように、地域的偏在性が大きい。これらの県は御三家と呼ばれているが、この偏在性の要因としては中山間地域や兼業深化地域が多いための耕作放棄地率の高さといった社会経済的要因もさることながら、県（自治体）農政自体がそのことを担い手の危機と認識して県単事業において集落営農を推進したことがとりわけ大きいと考える。

このことは、過去においても、たとえば佐賀県が1965-66年に「新佐賀段階」と言われる米単収日本一を達成することができた決定的な要因として集落・地域単位の「稲作集団栽培」が全県的に取り組まれたことが決定的であった点にも同様に見られる。

つまり、全国平均的な担い手政策くらいでは集落営農の推進は平均程度にしか進まないのである。そこで、今後とも特定農業団体の設立を通じて集落営農をこれまで以上に創出していくためには、地域実情に沿った県（自治体）農政の相当積極的な攻めの対応が決定的な推進要因となるものと考えられる。

3 米作を主軸とする集落営農を

さて、これからの集落営農の目的は、まずは麦・大豆の採算性確保のための所得補填であり、併せて米を含めて価格低落時の収入低

下の緩和である。とりわけ、まずは麦・大豆のコストに見合う採算性確保が最大目的となっている。このことは、麦・大豆の栽培のない地域では目下、集落営農の取組が見送られていることに端的に現れている。

しかしひるがえって、これまでの集落営農・生産組織の取組の最大の目的は米・麦のコスト節減、とりわけ米のコスト節減にあった。すなわち、米価低迷下で機械化貧乏にあえぎ、まずは米作費用中とりわけ大きい農機具費の節減による所得の維持確保・縮小防止のために、あるいは農外勤務との両立のための省力化＝大型機械化をめざして、集落営農・生産組織の多くは取組を始めたのであった。なお、麦作は米作と主要機械が共通のため、麦作自体が米作コストの節減につながると同時に集落営農による麦作も米作同様、コスト節減効果を生む。こうして米麦二毛作経営においては集落営農による両作物のコスト節減効果はいわば表裏の関係となるが、麦に比べ米のコスト節減効果が断然大きいため、主要目的は米作コスト節減だった。その他、転作関係の集落営農も少なくないし、米作・転作セットでの集落営農も少なくないが、米作関係の集落営農が最も多かった。集落営農のメリット（コスト節減・省力化）が米作において最もよく現れたからである。

それに比べ、これからめざされている集落営農における主要作物はまずは麦・大豆であり、併せて米という関係にあるため、麦・大豆のみで集団的対応を行う集落営農（麦・大豆集団）が出現する事例や、米・麦・大豆集団においても麦・大豆の経理は一元化するが、米販売代金は依然個別農家に帰属させるという仕組みを残すケースも少なくないと推測する。そうすると、前者では米麦二毛作における両作物のコスト節減効果にひびが入ることになるし、後者では作業や経理が一元化せずに多様化し一元化のメリットがそがれること

を危惧する。

やはり、水田作の場合、米作を中軸にした米・麦・大豆一体型の集落営農システムこそが文字通り効率的・安定的経営体なのではなかろうか。

4 地域づくりへ発展できる集落営農を

また、かつての集落営農の活動内容には、「生活結合」と言われたように、生産面のみならず、加工面はもちろんのこと、非農家との交流・連携や文化・教育面も広く含まれていたが、これからの集落営農は、活動内容が5作物（麦・大豆・米等）への収入補填に限られる。これまでの集落営農が住民生活まで含めた「地域づくり」的要素を持ち、活動内容・方向が開放的であったのに比べ、これからの集落営農は活動内容が5作物の生産に限られるため、「地域づくり」という面では閉鎖的・限定的な性格を持たざるを得ないと考ええる。この点も危惧される事柄である。

この点は、集落営農を地域・集落づくりという面に広げられるように組み替えていきなり、あるいは集落営農の組織化を契機に地域・集落づくりをめざす組織や運動と連携していく必要がある。

おわりに

これからの集落営農づくりにおいては、米の位置づけがまだ流動的であるため、これを含め、集落営農の取組の模索は今後とも長く続いていくものと思われる。そもそも集落営農づくりは決して容易で平坦なものではないため、農水省はその推進のために要件をさらに緩和していく可能性がある。地域の農家はこれを利用し、可能な限り米を主軸にした効率的・安定的な経営体、さらにそれを多元的で広がりのあるものに作り替えながら、地域・集落づくりに役立てていくことが重要である。

(URL:<http://www.saga-u.ac.jp/kokusai/kan-kyoshakai/top.htm>)

経営所得安定対策と集落営農の課題

—2つの集落でのアンケート調査から—

1 はじめに

今年（06年）6月に品目横断的な経営所得安定対策の関連法案が国会で成立し、いよいよ来年度から新しい制度が導入されることになった。今回の制度の対象となるのは、認定農業者（4ha以上）と集落営農組織（20ha以上）であり（一部特例措置あり）、現在、全国各地で対象要件をクリアすべく取り組みが進められている。

しかし、農村の現場では、米価低迷のなかで規模拡大意欲のある農家は少なく、集落営農の必要性を感じても、いざ具体的に進めるとなると集落内の調整が困難であるとの意見も聞かれる。

そこで、農村の現状はどうなっているのか、集落営農の必要性・可能性はどの程度あるのかを探るため、当研究所では岩手県と石川県の2集落においてアンケート調査を行った。以下では、アンケート調査からうかがえる農村の実態と今後の課題を検討する。

2 調査地の概要

(1) 岩手県江刺市（現在は奥州市江刺区）

江刺市は岩手県の中南部に位置し、市の西部は北上川流域の平坦な水田地帯であり、東部は中山間地域である。北上川をはさんだ南西に水沢市、すぐ北には北上市があり、この地域はかつて平泉に移る前の奥州藤原氏の拠点であった。今年（06年）2月には、江刺市、水沢市、胆沢郡（金ヶ崎町を除く）の5市町村が合併して奥州市が誕生した。

江刺市は農業が盛んな地域であり、「金札米」のブランドを持つ良質米で知られ、また良質なりんごや和牛の産地でもある。一方、東北自動車道や東北新幹線の駅が近いことも

あり、工業団地が形成されており、現在は農家の兼業先も多くなっている。

江刺市の製造業出荷額は939億円、小売業年間販売額は227億円、農業産出額は90.7億円であるが（04年）、農業産出額は94年に比べて55億円も減少している。農業産出額のうち米が47.1億円で51.9%を占め、畜産16.6億円、野菜12.5億円、果実11.4億円である。農家数は4,842戸（2000年）で江刺市の総世帯数の5割を占め、農家人口は市の人口（3.4万人）の6割を占めるなど、地域の経済における農業の役割は大きい。1戸当たりの平均耕地面積は1.26haで都府県平均（0.95ha）より大きく、3ha以上の農家も283戸存在するが、農家の高齢化は全国並みに進んでいる。

江刺市（旧）を管内とする農協はJA江刺市であり、同JAは集落営農の組織化に早くから取り組んできた。なお、奥州市の他の地域と金ヶ崎町の農協は、既に98年に合併してJA岩手ふるさとになっている。

(2) 石川県津幡町

津幡町は石川県のほぼ中央に位置し、金沢市に隣接し、古くから加賀地方・能登地方・富山県方面への交通の要衝として栄えてきた。金沢市までJRで約10分、車なら一般国道で約20分と交通の利便性が良く、金沢市のベッドタウンとして人口流入が続いており、現在の人口は3.6万人である。ただし、津幡町の人口増加は金沢市に近い町の西部に集中しており、中心市街地は空洞化しており、北東部の中山間地域では高齢化が進んでいる。

津幡町の製造業出荷額は332億円、小売業年間販売額は351億円、農業産出額は20.6億円であり（04年）、農業産出額は94年に比べ10億円減少している。農業産出額を品目別

にみると、米が15.6億円で全体の約8割と圧倒的に多いが、この10年で9億円も減少しており、米に次ぐ野菜の産出額（2.4億円）も減少している。また、農家数、農業就業人口の減少が続いており、農家数は1,258戸（2000年）で、75年（2,420戸）に比べ半減している。また高齢化も急速に進行しており、後継者不足に対処するため基盤整備事業を契機に集落営農に取り組む地域が出てきている。

津幡町の農家は、かほく市と河北郡（内灘町、津幡町）を管内とする石川かほく農協に所属しているが、管内の農業は、平坦部の水田地帯、海岸沿いの砂丘園芸地帯、河北潟干拓地の大規模畑作地帯、東部の中山間農業地帯と、地域によって大きく異なっている。同農協では、管内が重なる津幡農林事務所と協力して、新しい経営所得安定対策に対応して集落営農の育成に力を入れている。

3 調査結果

(1) アンケートの概要

アンケート調査は、05年12月に、次の2つの集落の全農家を対象に実施した。

- ・岩手県江刺市A集落（25戸）
- ・石川県津幡町B集落（13戸）

アンケートの回収は集落の代表者に依頼し、回収率は100%であった。また、06年4月に、調査対象農家の一部を訪問し農家から直接ヒアリングを行った。

A集落は北上川からも近く平坦な水田地帯にあるが、戦後の農地造成事業によって集落の東側にある丘陵地を開田したため、一部に経営面積が大きい農家がある。B集落は、津幡町の中でも中山間地域に属しており、中山間地域直接支払いの対象となっている。農地はゆるやかな棚田状であり、基盤整備は済んでいるものの圃場は1反区画である。

[以下、A集落を「江刺」、B集落を「津幡」

と表現する。]

(2) 経営規模

調査対象農家の平均経営面積は、江刺206a、津幡103aで、江刺は津幡の2倍である（第1表）。

第1表 経営面積

面 積	江刺市 A集落	割 合	津幡町 B集落	割 合
0.5ha未満	5	20.0	0	0.0
0.5～1.0	4	16.0	5	38.5
1.0～1.5	1	4.0	6	46.2
1.5～2.0	3	12.0	2	15.4
2.0～3.0	7	28.0	0	0.0
3.0ha以上	5	20.0	0	0.0
計	25	100.0	13	100.0
合計 (a)	5,143		1,341	
平均 (a)	206		103	

江刺では、農地造成事業に参加した農家の経営面積は大きく、2ha以上が12戸でほぼ半数を占めており、3ha以上も5戸ある。また、農地を借り入れている農家も12戸ある。稲作付面積の平均は119aで（第2表）、転作作物として麦を生産している農家が6戸、大豆を生産している農家が7戸ある。また、りんご農家が3戸あり、うち1戸はりんご専業農家である。

第2表 稲作付面積

面 積	江刺市 A集落	割 合	津幡町 B集落	割 合
0.3ha未満	5	20.0	0	0.0
0.3～0.5	2	8.0	0	0.0
0.5～1.0	4	16.0	6	46.2
1.0～1.5	4	16.0	5	38.5
1.5～2.0	6	24.0	2	15.4
2.0ha以上	4	16.0	0	0.0
計	25	100.0	13	100.0
合計 (a)	2,967		1,310	
平均 (a)	119		101	

津幡には2ha以上の農家はなく、全ての農家が0.5～1.5haの範囲内にあり、9戸の農家が、離農した元農家から農地を借りている。

畑は少なくほとんどが水田であり、稲作付面積の平均は101aで、麦、大豆等の転作作物は作っていない。

(3) 稲作の採算性

稲作の採算性をどう認識しているかを聞いたところ、「助成金を含めても赤字である」という回答は、江刺は12戸（48.0％）であったが、津幡は3戸（23.1％）であり、津幡では「助成金を含めれば赤字ではない」が最も多かった（7戸、53.8％）（第3表）。

第3表 稲作の採算性

回 答	江刺市 A集落	割合	津幡町 B集落	割合
勤労者並みの所得が得られる	0	0.0	1	7.0
ある程度の所得が得られる	2	8.0	2	15.4
助成金を含めれば赤字でない	8	32.0	7	53.8
助成金を含めても赤字である	12	48.0	3	23.1
その他	3	12.0	0	0.0
計	25	100.0	13	100.0

「赤字である」と回答しているのは稲作付面積が小さい農家のほうが多いが、江刺では、稲作付面積1.5ha以上の農家も10戸のうち4戸が赤字と回答している。これは、江刺の農家は農業所得に多く依存しており、現在の米価水準を不満に思っているためであると考えられる。一方、津幡では、農業所得への依存度がそれほど高くないため、赤字であると認識する農家が少ないと考えられる（注1）。

（注1）ただし、これはあくまでアンケートによる「意識調査」であり、本当に赤字であるかどうかはわからない。また、自家労働をどう評価するか等によって「赤字」の内容は変わってくる。

(4) 農業機械

江刺では、農業機械を所有している農家は、乗用型トラクター13戸（52.0％）、田植機16戸（64.0％）、コンバイン9戸（36.0％）であり（第4表）、小規模農家の多くは自らは農

業機械を持たず作業を委託しており、最近では大規模な稲作農家も作業を委託するようになっている。

第4表 農業機械の所有状況

農業機械	江刺市 A集落	割合	津幡町 B集落	割合
乗用型トラクター	13	52.0	11	84.6
歩行型トラクター	4	16.0	0	0.0
田植機	16	64.0	13	100.0
コンバイン	9	36.0	13	100.0
バインダー	6	24.0	1	7.7
農家数	25	—	13	—

津幡では、すべての農家が田植機、コンバインを持っており、乗用型トラクターも11戸が所有している。したがって、ほとんどの農家は作業を委託せず自家労働で稲作を行っている。

農業機械の使用年数（過去の使用年数＋今後の使用予定年数）は、江刺しか十分な回答数が得られなかったが、その平均は、乗用型トラクター20.7年、田植機18.1年、コンバイン16.3年であり、前年度の調査（宮城県と熊本県）とほぼ同じ結果になった。稲作農家は米価低迷のなかで農業機械の使用年数を延ばしていることがうかがえる。

(5) 農家世帯員

1戸当たりの世帯員数は、江刺4.0人、津幡は3.5人である（第5表）。江刺には、高齢夫婦のみの世帯が2戸、母＋息子の二世帯と高齢者一人暮らしがそれぞれ1戸あるが、一方で、三世帯世帯も9戸ある（三世帯世帯が多いのは東北地方の特徴）。一方、津幡では、一人暮らし世帯はないものの、高齢夫婦のみの世帯が6戸（46.1％）ある。

世帯員の年齢構成を見ると、70歳以上が江刺35.4％、津幡21.8％、60歳以上は江刺44.5％、津幡41.4％であり、江刺のほうが高齢化が進んでいる。一方、20歳未満は、江

刺9.1%（9人）、津幡15.2%（7人）である。なお、津幡は、20代が4人のみで30代がおらず、年齢構成が偏っている。

第5表 世帯員数

世帯員数	江刺市 A集落	割 合	津幡町 B集落	割 合
1人	1	4.0	0	0.0
2人	3	12.0	6	46.2
3人	10	40.0	1	7.7
4人	2	8.0	1	7.7
5人	3	12.0	3	23.1
6人	4	16.0	2	15.4
7人	1	4.0	0	0.0
8人	1	4.0	0	0.0
世帯数計	25	100.0	13	100.0
世帯員数計(人)	99		46	
平均(人/戸)	4.0		3.5	

(6) 後継ぎ

後継ぎ（注2）がいるとの回答は、江刺19戸（76.0%）、津幡9戸（69.2%）で、7～8割は後継ぎを確保していると回答している（第6表）。江刺は、後継ぎのうち11人が別居であり、同居は8人であるが、津幡は同居（7人）のほうが多い。ただし、江刺では「いる」と回答しているものの、その後継ぎが50歳以上という農家が5戸あり、そのうち3人は独身で子供がいない。

第6表 後継ぎ

区 分	江刺市 A集落	割合	津幡町 B集落	割合
い る	19	76.0	9	69.2
同居	8	32.0	7	53.8
別居	11	44.0	2	15.4
市町内	1	4.0	1	7.7
市町外	10	40.0	1	7.7
いない	4	16.0	4	30.8
その他	2	8.0	0	0.0
計	25	100.0	13	100.0

（注）「その他」は無回答を含む。

また、後継ぎ（候補者）が家の農業に（年間に少しでも）従事しているのは、江刺11

戸、津幡6戸であり、10年後に従事していると回答したのは、江刺10戸、津幡3戸である。このように、家の後継ぎを確保している家は多いが、その後継ぎが農業に従事していない家も多くあり、特に、津幡の後継ぎの多くは将来農業に従事する意思を持っていない。

（注2）ここでいう「後継ぎ」は「家」の後継ぎであって、必ずしも「農業」の後継ぎではない。

(7) 稲作の将来

10年後の自家の稲作の将来を聞いたところ、両集落とも「規模拡大」を志向する農家はなく、「自家労働で現状維持」も、江刺5戸（20.0%）、津幡2戸（15.4%）のみであった。「一部委託」が、江刺10戸（40.0%）、津幡4戸（30.8%）、「全作業委託」が、江刺4戸（16.0%）、津幡2戸（15.4%）であり、津幡では5戸（38.5%）が10年後には稲作を「やめている」と回答している（第7表）。なお、稲作の中止、委託、継続という回答と、稲作の経営規模とはほとんど相関関係はない。

第7表 10年後の稲作

回 答	江刺市 A集落	割合	津幡町 B集落	割合
規模拡大	0	0.0	0	0.0
自家労働で現状維持	5	20.0	2	15.4
一部委託	10	40.0	4	30.8
全作業委託	4	16.0	2	15.4
やめている	1	4.0	5	38.5
その他	5	20.0	0	0.0
計	25	100.0	13	100.0

（注）「その他」は無回答を含む。

このように、農家世帯員の高齢化、後継ぎの農業離れから、稲作農家は稲作をやめるか委託する方向にあり、その受け皿作りが求められている。

(8) 集落営農の可能性

両集落とも規模拡大意欲のある農家はおらず、稲作の受け皿として集落営農が検討され

ている。集落営農の可能性について聞いたところ、「進める必要があり可能」が、江刺7戸（28.0％）、津幡5戸（38.5％）、「助成金が出れば可能」という回答は、江刺7戸（28.0％）、津幡4戸（30.8％）であり（第8表）、両者を合わせると5割以上の農家が集落営農の可能性に対して肯定的である。

第8表 集落営農の可能性

回 答	江刺市 A集落	割合	津幡町 B集落	割合
進める必要があり可能	7	28.0	5	38.5
助成金が出れば可能	7	28.0	4	30.8
集落営農は困難	8	32.0	4	30.8
その他	3	12.0	0	0.0
計	25	100.0	13	100.0

（注）「その他」は無回答を含む。

その一方で、「集落営農は困難」とする農家が、江刺8戸（32.0％）、津幡4戸（30.8％）あった。困難とする回答は、江刺では経営規模の大きい農家が多いが、津幡では逆に規模の小さい農家が多い。

回答の傾向をみると、後継ぎがおらず将来の担い手が確保できていない農家は集落営農の必要性を感じており、本人がまだ40～50代で今後10年間は自ら農作業が可能な農家や農業の後継ぎが確保できている農家は、集落営農は「困難」と回答している、という特徴がみられる。

4 今後の課題

2集落でのアンケート調査の結果と現地でのヒアリングから、今後の見通しと課題を整理すると以下の通りである。

(1) 集落営農の見通し

a 江刺市A集落

アンケート調査でみたように、A集落の農家のほとんどが家の後継ぎを確保しており、家としては今後も存続していく見込みであるが、家

の後継ぎが全て農業に従事するわけではなく、現在は自家労働で稲作を行っていても、10年後には委託することを考えている農家が多い。

しかしながら、A集落には規模拡大志向の農家はおらず、この地域の稲作を維持するためには、集団的に運営していくか、他の集落の規模拡大志向の農家に委託するしかない。A集落では麦を162a、大豆を238a作付しており、経営所得安定対策の対象にならないと麦、大豆の助成金を受けられなくなるため、当集落では既に集落営農組織（特定農業団体）を立ち上げることを決定し組合長も決まっている。

ただし、アンケート調査に現れているように、一部の農家は集落営農について否定的であり、集落営農の組織化・運営が実際にうまくいくかは不明である。

b 津幡町B集落

B集落においても、アンケート調査で現れているように、現在のままでは集落の稲作は維持できない可能性が高い。現在は60～70代の人が稲作を担っているが、高齢化が進む中で後継ぎを確保できていない農家もあり、後継ぎはいても若い世代の農業に対する熱意は乏しい。今後、自家労働で稲作を継続とするのは2戸のみであり、他の家の稲作まで受託して規模拡大をしていこうとする農家は1戸もない。

そのため、B集落では、行政やJAの支援のもと集落営農を立ち上げるための話し合いが行われ、その合意ができつつあるが、中核的な担い手が確保できていない状況にある。

当集落では転作作物として麦や大豆を生産しておらず、今回の経営所得安定対策の対象にならなくとも今までと大きく変わるものではないため、当集落で集落営農をすぐに組織化しなければならない差し迫った理由はないが、多くの農家は将来の担い手不足を考えると集落営農が必要であると認識している。

(2) 集落営農組織化の課題

このように両集落とも集落営農を立ち上げる方向にあるが、現地でのヒアリングで指摘された課題・問題点は以下の通りである。

a 担い手の確保

両集落とも若い農業者は少ない。50歳未満の農業専従者はA集落に3人いるが、全てりんご農家であり、B集落には50歳未満の農業専従者はいない。50代の農業専従者は、A集落には4人おり、そのうち定年退職者が2名、りんご農家1名、女性1名である。また、B集落には、50代で農業が主である人が2名いるが、50代後半で年間100日の就業である。

このように、若い農業専従者が少ないため、集落営農を組織した場合、実際の農作業は、会社を定年でリタイアした高齢者か、他に仕事を持っている人の休日労働に依存せざるを得ず、今後、その確保、調整の困難が予想される。

b 農業機械

A集落では、既に受委託がある程度進んでおり、全ての農家が農業機械を一式所有しているわけではないが、B集落ではほぼ全ての農家が乗用型トラクター、田植機、コンバインを持っている。したがって、集落営農に移行した場合、これらの農業機械をどうするかという問題が生ずる。

現在考えられている方法は、参加する農家に所有している農業機械を出してもらい、新しい機械から優先的に組合が引き取るという方法である。しかし、それでは組合に使われない古い農業機械を所有している農家には不満が残るであろう。それを回避する方法として、組合から農家に作業を再委託する方法が検討されている。この方法だと今まで各農家が自家所有の農業機械で作業していたのとはほとんど変わらない。そして、しばらくはその方法で地域の稲作を維持し、農業機械の更新が必要になった時に組合として農業機械を購

入するということになる。ただし、その際に、購入資金の調達に伴って借入主体や借入金の保証（担保）等の問題が発生するであろう。

c プール計算の問題点

A集落におけるヒアリングで、集落営農においてプール計算方式（全ての収穫物を組合でまとめて出荷し農家に分配）を採用すると、各農家の努力が反映されなくなるため全体の単収が落ちるとの指摘があった。日常管理まで集落営農組織で組織的に行えれば問題はないだろうが、日常管理を各農家に任せ努力した農家とそうでない農家との間で単収に差ができた時に、それを成果の分配に反映させる仕組みにしないと集落営農はうまく機能しないであろう。この問題は、社会主義国の集団農場で起きたのと同じ問題であり、成果の分配方法についての工夫が必要であろう。

d 法人化に伴う問題点

今回の制度では、対象となった集落営農組織は5年以内に法人化するという「法人化計画」を作成することになっている。確かに、集落営農が経営体として自立していくためには、法人化して帳簿もきちんとつけ、損益、財務を明確にすることが望ましい。しかし、集落営農を法人化するためには、登記の事務負担、経理事務、損失が出たときの処理、経営の継承など、乗り越えなくてはならない困難が多く、実際にどの程度の集落営農が法人化できるかは疑わしい。

そのほか、集落営農に伴う問題として、土地改良費や農業共済費の負担（個人か組合か）、管理事務、法人税・消費税の負担などがある。また、現在は、米・麦・大豆の販売代金の精算が非常に遅く（2年以上かかっている）、単年度の損益を確定するのが困難であるという問題があり、これも今後解決しなければならない課題であろう。

（清水徹朗・内田多喜生）

ベトナムにおける養豚の新展開

ベトナムの農業は、1986年に始まるドイモイ（刷新）政策の下で成長過程に入り、以前の食料不足の状態から脱却して、米、コーヒー、ゴム、コショウなどでは世界市場における主要輸出国の一つとなるに至った（注1）。そして畜産においても、これら輸出品目ほどの伸びはないにしても、生産は拡大を続けてきている。

特に養豚については、ベトナム政府はその近代化と輸出産業としての成長を期待している。そして実際にも、ベトナムにおける養豚は、近年、大きな新しい動きがみられている。本稿では、これらの動向について、現地の事例も含めて考察することとしたい。

（注1）石田（2006）参照

1 ベトナムの畜産と養豚

ベトナムの畜産は1990年代以降順調に拡大を続けており、特に、養豚と養鶏の伸びが著しい（第1表）。なかでも、養豚はベトナムの食肉生産の約8割を占めており、ベトナムの畜産の支柱となっている（第2表）。

経済の発展に伴う所得の向上は豚肉への需要を増加させ、生産の増加はほとんど国内消費に振り向けられている。

各国の豚飼養頭数を比較すると、ベトナムは中国（489百万頭）、アメリカ（60百万頭）、ブラジル（33百万頭）に次ぐ世界第四位（27百万頭）の大生産国である（2005年。FAOSTAT。以下、ドイツ27百万頭、スペイン25百万頭と続き、日本は10百万頭で世界第15位である）。

ベトナムの養豚産業構造について、Ma.

第1表 ベトナムの家畜飼養頭羽数の推移

（単位 千頭・羽）

	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
牛	3,117	3,639	4,128	3,900	4,063	4,394	4,908	5,250
水牛	2,854	2,963	2,897	2,808	2,814	2,835	2,870	2,950
豚	12,261	16,306	20,194	21,800	23,170	24,885	26,143	27,000
家禽	107,400	142,100	196,100	218,100	233,000	247,010	218,233	245,000
山羊	372	551	544	572	622	780	1,023	1,200

資料 FAOSTAT

第2表 ベトナムの食肉生産量の推移

（単位 千トン）

	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005
牛	75	83	92	98	102	108	120	121
水牛	89	97	92	97	99	100	101	103
豚	729	1,007	1,409	1,515	1,654	1,795	2,012	2,100
家禽	170	176	365	386	420	456	405	388
山羊	3	4	5	5	5	6	8	9
その他	13	17	19	17	18	17	18	19
食肉合計	1,079	1,384	1,982	2,118	2,298	2,482	2,664	2,740

資料 FAOSTAT

Lucila Lapar他（2003）は、以下のとおり四つの形態に分けて整理している。

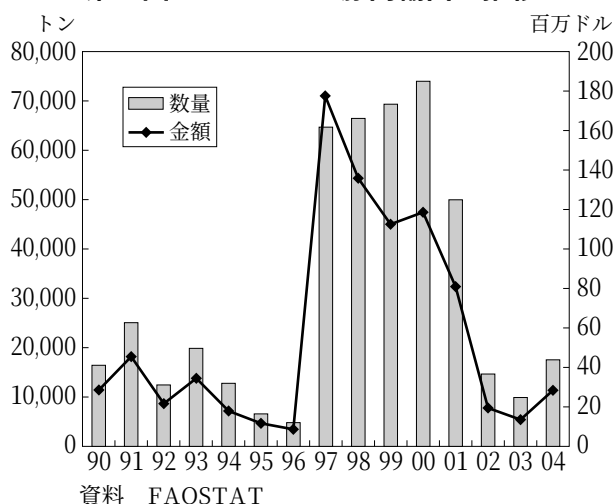
第一は、国営農場であり、シェアは4～5%である。品種改良と技術普及に重要な役割を果たしている。第二は、民間商業生産農場であり、シェアは約15%である。繁殖雌豚5～100頭、肥育豚10～500頭を飼育。ホーチミン市周辺に展開している。第三は、小規模な農家養豚であり、シェアは約80%を占める。繁殖雌豚1～2頭、肥育豚10頭以下の規模で、全国的に見られる。第四はインテグレーションであり、最近発展している。外国資本が投資し、20～200千頭規模で、ホーチミン市で発展がみられる（注2）。

地域別の特徴をみると（第3表）、第一には、紅河デルタが全国の約四分の一を占めており、その割合が高いことがあげられる。紅河デルタにおいては、現金収入を得るために農家が1～2頭規模で豚を飼養することが伝統的に広く普及しており、これに近年の多頭飼育の拡大も加わり、増加を続けている。第二には、養豚はこのような特徴を持ちつつも一部地域に集中して行われているのではなく、全国的な展開がみられることがあげられる。

他の作物の場合、最も一般的な米においてもメコンデルタと紅河デルタの両地域で全国生産の約7割を占めており、その他の商品作物においては一層大きな地域的偏りがみられるが、養豚はこれら作物と比較して地域的偏りが小さく、また各地域ともに生産の拡大がみられる。第三に、近年生産の拡大が最も著しいのはホーチミン市を擁する南東部であり、これは、大消費地向けの商業生産の拡大の結果とみられる。

次に、食肉の輸出入をみると、豚肉のみが増減はあるものの輸出が継続的に行われている（第1図）。ベトナムの養豚は、購入飼料

第1図 ベトナムの豚肉輸出の推移



第3表 ベトナムの地域別豚飼養頭数

（単位 千頭）

	1995	2000	2004	シェア	04/95
紅河デルタ	4,279	5,399	6,898	26.4	1.61
北東部	2,869	3,510	4,391	16.8	1.53
北西部	729	868	1,176	4.5	1.61
北中部海岸	2,637	2,944	3,852	14.7	1.46
南中部海岸	1,501	1,725	2,221	8.5	1.48
中部高原	783	1,123	1,489	5.7	1.90
南東部	1,132	1,650	2,403	9.2	2.12
メコンデルタ	2,377	2,977	3,714	14.2	1.56
合計	16,306	20,194	26,144	100.0	1.60

資料 ベトナム統計総局

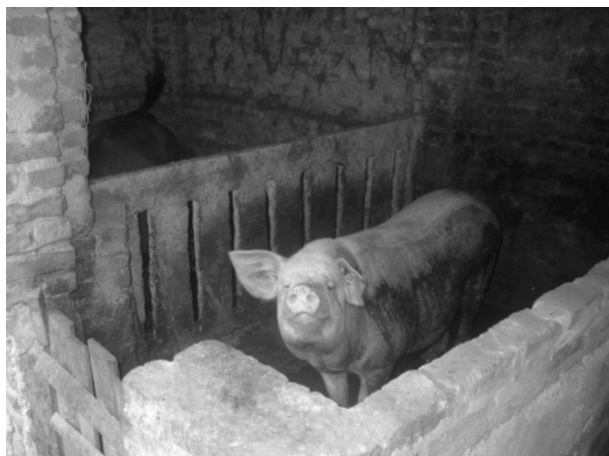
コストが高く、品質もよくないことから、海外の安定した市場を獲得するには至っていない。また、口蹄疫が発生していることも、大きなネックである。

(注2) Ma. Lucilia Lapar 他 (2003) “Identifying Barriers to Entry to Livestock Input and Output Markets in South Asia” FAO

2 ベトナムの養豚の問題点と課題

上述のとおり、ベトナムの養豚の大半は零細な複合経営農家によって担われているが、これらの経営においては、農家の家屋に豚小屋が併設されたり（第2図参照）、養魚池近くに豚小屋が設けられることが多い。そして、糞尿も含めた資源の循環利用により低コストで現金収入を得る手段になっている。しかし品種は在来種や混合種が多く、これらの品種は肥育効率が悪く、また、脂身が多いため最近の消費者の好みに合わないことが大きな問題である。

第2図 ハノイ近郊零細複合経営農家の豚舎



次に、屠畜・食肉処理および流通機構の未整備と後進性の問題が指摘される。輸出向けの豚肉は、VISSANに代表される国営企業の流通チャンネルができていますが、国内需要向

けの分野では、生豚は多くの場合スローターと呼ばれる屠畜業者に直接、あるいは集荷人を通してスローターに販売される。また、都市近郊では、生産者がバイク等で直接都市の市場に運搬して販売するケースも少なくない。スローターは農家から買い入れた豚を村の路上で屠殺・解体するのが一般的であり、衛生面での問題を抱えている。屠畜業者の登録制度もないし、これらに対するモニタリング制度もない。また、消費地側においても、近代的な市場が未整備であり、低温流通体系についても同様である。

ベトナム政府は、養豚については今後一層の拡大を目指しており、輸出も2004年の17千トンに対し2006年～2010年においては年間25～30千トンの輸出を目標としている（注3）。しかし、輸出はもちろん、国内の需要に適切に対応するためにも、ここにみたような問題を解決するために、優良品種の普及から農場施設の改良、屠畜・食肉処理および近代的な流通機構と制度の確立に至るまでの、一貫したインフラ整備をすすめることが、大きな課題といえる。

(注3) 2006.7.29付 Viet Nam News

第3図 ハノイ近郊V村の大規模養豚農場



3 新しい養豚の動き

ベトナムの養豚の現状からみると、今後の養豚の拡大を担うのは、商業的生産農場やインテグレーションなどの大規模経営体であるとみられる。ここでは、昨（2005）年11月にハノイ近郊を訪問した際の事例を紹介したい。

ハノイから車で南東に1時間のところに位置するV村は、果樹、野菜、養豚が盛んで、米作りをやめてしまった珍しい村である。1990年代に入り、村の指導で条件の適した果樹生産への特化がすすんだが、一方養豚も盛んに行われ、果樹と養豚の複合農家が多く生み出された。そして、2000年代に入ると多頭養豚農家が増加し、全農家の約四分の一が養豚専業農家になっている。

訪問したA氏は、果樹と養豚の複合経営である。2000年時点では豚は8頭を飼育するのみであったが、2001年以降大規模養豚に取り組み、現在では繁殖豚100頭を飼育し、子豚・肥育豚合わせて年間1,500～2,000頭を出荷する村最大の養豚経営となった（第3図参照）。周辺の農家から農地を購入して規模を拡大し、7名を雇用している。飼料はカーギル社の輸入飼料を用いており、カーギル社のコンサルティングも受けている。

同じ村で訪問したB氏は、2001年に養豚を開始し、現在は繁殖豚60頭を所有する。子豚は一部を残し他の農家に販売している。B氏は2haの大型の養魚池を所有しており、糞尿はそこに流すことで、効率的な資源循環と収益確保を実現している。

このように、わずか数年で大規模な経営を築いてしまうところに、ベトナムの農民の潜在的な能力の高さを大いに感じさせられる。

この村の場合は、ハノイに近いこと、村の指導がよく行われていることなどがよかった点であると思われ、また、農民組合（“Farmer's Union”）も農業情報や資材・資金の提供等において一定の役割を果たしているようである。外国資本による大規模なインテグレーションに加え、このような農民の中から成長する養豚経営も、今後のベトナム養豚の強い牽引車となろう。

しかし、この村の農家の生豚販売先は、村内のスローターとハノイの業者が半々であるとのことであった。先にあげた、販売後の流通過程の問題は、この村にとっても例外ではない。

今後、政府はこのような大規模養豚経営の育成のための取組みを進めていくと思われるが、一方では、それは小規模な養豚複合経営にとっても改善につながるものでなければならぬであろう。すでにみたとおり、ベトナムの養豚の大半はこれら零細な農家によって担われている。ベトナムにとって農村の過剰人口と貧困を解消することが大きな目標となっているが、そのためには、貴重な収入源となっている養豚産業のネックを取り除くための全般的なインフラ整備が、困難ではあるが避けて通ることのできない課題である。

（石田信隆）

<参考文献>

- ・長憲次（2005）『市場経済下ベトナムの農業と農村』筑波書房
- ・石田信隆（2006）「WTO体制下に入るベトナム農業」（『農林金融』8月号）
- ・Ma. Lucila Lapar 他（2003）“Identifying Barriers to Entry to Livestock Input and Output Markets in South Asia”
- ・P. Moustier 他（2003）“Food Markets and Agricultural Development in Vietnam”

過疎化・高齢化に対応した経営改革を進める JA 島根おおち

1 JA 島根おおちの概要

農協の中期的課題シリーズ7回目は、島根県邑南町・川本町・美郷町・江津市桜江町にまたがるJA 島根おおちを取り上げる。JA 島根おおちは、95年1月に6農協が合併して設立された。管内全域が山間農業地域に属しており、過疎地域に該当する。当JA 管内の人口密度は約31人/km²であり、県下JA 中最も低い。清流江の川流域では、比較的温暖な気候を活かした野菜・茶などの栽培が盛んであり、山間部ではその特有の自然条件を活かした稲作・畜産などが盛んである。全体としては稲作の占める割合が高く、耕地面積に占める田の面積の割合は75%を超える。管内の総世帯数は約1万であり、農家数は約4,700戸である。販売農家に占める専業農家の割合は約24%、第2種兼業農家の割合は約69%とどちらも全国平均を上回る。また、高齢人口比は約37%で、全国1位の島根県の数値(24%)を大幅に上回っている。現在のところ、この高齢者が小規模ながらも農業生産の多くを担っている。但し、農業粗生産額は年々減少傾向にあり、同時に1農家あたりの農業所得も減少傾向にある。

当JAの組合員数は13,397人であり、うち5,656人が正組合員である。当組合の05事業年度の状況を04事業年度の全国の組合平均値と比較すると、生活購買品取扱高の大きさが際立っている(第1表)。これは、山間部に位置する当JAが、高齢化する組合員からライフラインとしての機能を求められているためである。次に、営農指導員の充実が挙げ

られる。これは、高齢者にも継続耕作可能な作目への転換を図る必要性と経営支援の両面からきめ細かく対応できる体制が求められているからである。

第1表 JA 島根おおち概要(2005事業年度)

	単位	実数	正組合員1人当たり 事業量、利益等 (※は正組合員1万人当たり)		
			JA 島根 おおち	全国	全国 比較
			a	b	a/b (倍)
組合員数合計		13,397	—	—	—
うち正組合員		5,656	—	—	—
職員数	人	218	385*	476*	0.8
うち営農指導員		18	32*	29*	1.1
生活指導員		2	4*	5*	0.7
出資金		14	24	30	0.8
貯金残高		538	951	1,542	0.6
貸出金残高		152	268	420	0.6
長期共済保有高		3,086	5,456	7,283	0.7
販売事業取扱高		24	42	91	0.5
うち米	億	11	19	20	0.9
畜産		7	13	23	0.6
購買事業取扱高	円	40	71	70	1.0
うち生産購買品		15	26	47	0.6
生活購買品		26	45	22	2.1
事業総利益		21	38	40	0.9
事業管理費		22	38	37	1.0
事業利益		△ 0	△ 0	3	△ 0.1
経常利益		0	1	4	0.1
事業管理費比率	%	100.7	% 100.7	93.2**	1.1

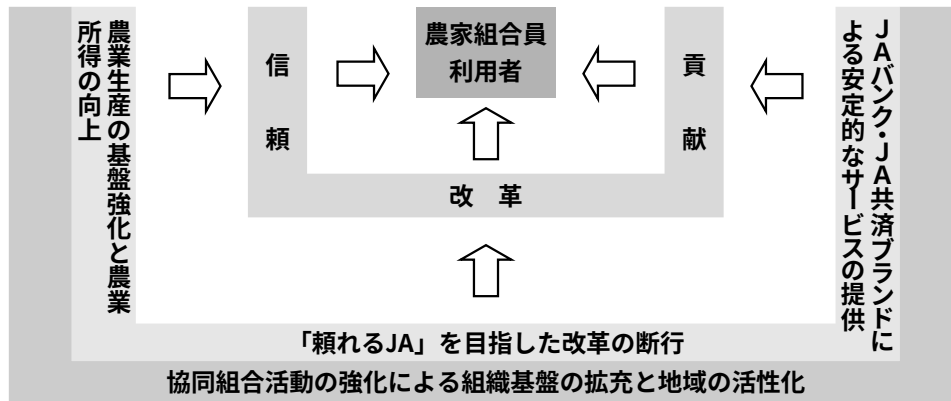
資料 島根おおち農業協同組合総代会資料、
農林水産省『平成16事業年度総合農協統計表』農林統計協会
(注) **は全国の事業管理費比率の実数。

2 第4次事業強化総合2カ年計画

(1) 計画策定過程と策定当時の現状認識

当JAの計画作りは、02年に決議された第3次事業強化総合3カ年計画において課題とされた事項の進捗状況を整理することから始められた。その上で、04年度末に第4次事業強化総合2カ年計画(以下中期計画)の策定に入った。そのとき、03年の第23回JA全国大会において示された3つの姿勢(「信頼」

第1図 中期計画の基本姿勢と基本方針



資料：JA島根おち「JA島根おちが目指すもの」から一部加工の上抜粋

「改革」「貢献」が基本事項として考慮された。中期計画は、事業計画の立案を担当する企画管理部が中心となってたたき台を作成し、それを役員が検討・議論し、理事会承認を得る形で策定された。

当JAの04年当時の現状認識は、信用事業における利ざやの縮小や米価低下による米の受託販売品取扱高の減少といった状況に対応することにあり、それが第一の課題であった。これに加えて、進行する過疎化や高齢化に対応することが一層求められた。これらを踏まえ、長期的には管内人口の減少とそれに伴う各種事業への需要縮小に備え、管内各種取引でのシェアアップとサービス向上を図る必要性が認識されていた。

しかし、中期課題としては、事業利益の薄さを優先して解決する必要性があり、いかに柔軟に費用削減を中心とした経営改善を行うかに焦点が当てられることとなった。これは、組合の頑健な財務体質が結果として組合員に便益をもたらすとの判断によるものである。また、生活店舗の見直しも必要とされていたが、一方で高齢化が進んでいる状況から、ライフラインを維持していくことも各地域の組合員から求められていた。

農業生産の振興という点では、高付加価値

農産物への作目転換が大きな課題であった。当JAの管内環境と組合員の状況を鑑みると、作目選択において特に重要なのは、鳥獣による被害が少なく、かつ労働強度の低い作目を選択することであった。同時に、農業振興策において、作目転換のみならず販路を拡大していくことが求められていた。

(2) 基本方針

現状を考慮の上、策定された中期計画では、①農業生産の基盤強化と農家所得の向上、②「頼れるJA」を目指した改革の断行、③JAバンク・JA共済ブランド強化による安定的なサービスの提供、④協同組合活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化、を基本方針とした（第1図）。④は、中期計画全体にまたがる方針であり、①から③は、より具体的の方針である。中でも、②が利用者へ安定的に便益を供給していくために重視された。

(3) 改革の主な取り組み

上記基本方針を踏まえた具体的取り組みを以下で紹介する。

a 支所統廃合と地域外務員の新設

支所・事務所の統廃合は経営改善の一環で

あり、02年の総代会決議以降、順次進められている。06年2月にも9事務所を廃止し、事業管理費の削減に努めた。支所・事業所の統廃合が進められる中、その代替チャンネルとして支所・事業所が廃止された管内を担当する地域外務員が設置され、利用者の利便性が確保されている。この制度は、当JA特有の事情、すなわち過疎地域でありかつ利用者が限られる中で、利用者の利便性を確保しつつ店舗運営費を削減することを考慮したものである。15名配置されている地域外務員の業務は、事務所が有していた業務のほとんどを対象としている。現在のところ、職員として10年以上の経験をもつ中堅職員がこの地域外務員に任命されており、支所・事務所が廃止された集落に住む組合員に安心感を与えている。但し、現在もこの地域外務員については、試行錯誤の中にある。当JAでは、連絡があれば訪問するという現在の体制に対する組合員の満足度などを考慮し、地域外務員の効果と今後のあり方について検討し、利用者へのサービスの低下を招かぬよう改善をすすめていく予定である。

また、地域外務員とは別に渉外職員の拡充にも努めており、金融、営農、生活分野の各渉外職員が、それぞれ14、14、9名配置されている。渉外職員は、専門的知識を背景とした質の高いサービスの提供に取り組んでおり、組合員との距離をより近いものにしようとしている。

b 経済事業改革

経済事業改革も経営改善策の一環である。全域が山間農業地域で、過疎化が進み、集落が点在する当JAの管内では、各事業分野における需要減退への対応、流通の合理化など

問題は山積みである。これまで当JAは、6農協の広域合併に伴う重複事業、事業所の統廃合を進めてきた。中期計画の経済事業改革では、ライスセンター等の稲作関連施設や肥育センター等畜産関連施設の一層の有効利用、集約化に取り組んでいる。

生産購買事業に関しては、県下近隣JAと連携し、仕入コストを削減すること、配送に関する設備の集約化と一括管理による事務の合理化、配送費用の削減に取り組んでおり、既に事業利益ベースで黒字化が達成されている。事務の合理化は、労働コストの削減にも寄与している。

c 生活事業改革

生活事業改革の焦点は、過疎化と高齢化が進む中で必要とされるライフラインを、収支を考慮しながらどう維持していくかにある。

取り組みの第1は、高齢者組合員の生活に必要な生活購買店舗に関する改革である。その一環として、管内のAコープを(株)Aコープ島根に経営委託していた。しかし、島根、岡山、広島県の3県のAコープが統合されるにあたり、5店舗が当JAへ経営返還されることとなった。該当店舗は、売場面積基準を満たしていないものと不採算店舗であるが、返還される5店舗のうち4店舗は後者に属する。こうした事実からも、当JA管内における生活店舗の運営の難しさが見てとれる。当JAは、生活店舗を中心とした改革を推進している最中にこの問題に直面することとなった。今後取り組まれるべき方策として模索されているのは、ライフラインとしての店舗維持を前提とし、店舗運営にその地域の組合員の参加を求めることである。これは、店舗は必要だが採算上問題があるという相反

する事柄に対し、地域の組合員が参画することで、収支均衡のための解決の糸口と今後の生活店舗のあり方を見定めることにつなげようという試みである。

第2に、当JAは全農の生活事業改革のモデルJAとなっており、全農と協力して事業改革に取り組んでいる。その一環として、石見支所内にギフトセンター「花かご館」が創設された。そのサービスの中心は、カタログを通じて生活用品の購買需要に対応することである。「花かご館」は、店舗の代替チャネルの役割を果たすことが期待されており、生活渉外職員と連携して本サービスの普及に努めている。

d 農業振興策

JAが組合員とともに取り組んでいる農業振興策では、組合員の農業所得を中心とした所得の向上を掲げている。条件不利地域に位置する当JAの管内では、既に基盤が確立している稲作を中心としつつ園芸作物に転換していく農業振興策が計画されている。米については、山間部の優位性を活かし、JA島根おちブランドとして「ハーブ米」の推進を行っている。「ハーブ米」は、ハーブを土に鋤き込み、土作りからこだわった良食味米であり、毎年作付面積を増加させている。

園芸作物については、ねぎを中心に作付け振興を行っている。ねぎは、鳥獣害が比較的少なく、当JAが作付けを推奨している作目である。その他、なす・とまと・ピーマンなどが比較的軽量であり、高齢農業者にも栽培可能な作目として推奨されている。これら全ての農産物に対し、JAが経営指導を含む様々な方面から組合員をバックアップしている。販売面においては、広島市方面を中心にこれらの農産物を拡販す

る体制を整備し続けている。

まとめ

店舗の統廃合による費用削減、経済事業改革および生活購買事業の収支均衡化、地域の実情を踏まえた農業振興など、当JAは一步一步着実に中期計画を実施してきている。その結果、事業収支は改善傾向にある。しかし、米価など最終生産物の価格水準の低下スピードが速く、収益減少は避けられない状況にあり、事業利益計上までには至っていない。非常に厳しい外部環境にさらされている当JAや同様の環境下にあるJAでは、地域における各事業の管内シェアを伸ばし、事業収益を確保しつつ、サービスを向上させていくことが求められている。しかし、事業収益そのものが縮小しつつある中では、当然それに見合った費用削減は重要である。当JAも現在はこの点に注力しているのが現状である。

このような状況下において、地域外務員を利用したチャネル戦略は興味深い。これは、固定費の削減とともに、過疎化が進む管内での業務効率と利用者の利便性を考慮したものである。また、生活購買事業にみられたように、ライフラインを維持することが求められる中での生活店舗収支均衡化の取り組みも注目される点である。組合員参加型の店舗運営は、より組合員の意見を反映させた組合活動につながり、JAと組合員一人一人の距離を再確認することにもつながる。

最終的な生き残りのためには、創意工夫と試行錯誤が必要である。当JAの取り組みや取り組み姿勢が、高齢化、過疎化、条件不利地域のモデルとなることを願う。

(若林剛志)

農協と農業法人の協力・連携のあり方

一般に農協は農業法人に対し「冷淡」との見方があり、また農業法人の側も成長に伴って「農協離れ」を起こす傾向があることは否定できない。

農業法人は「自分で値段を付けて売りたい」という志向が強く農協の系統共販システムと相反する面があり、また農協との取引では大口取引に対するメリットが少ないこと等の不満を持っている。一方、農協は歴史的に零細農家を守ることに大きなエネルギーを投じてきたのに対し、「自立した」ビジネスとしての農業を目指す農業法人は、農協からみると多かれ少なかれ「出る杭」的な存在であったといえよう。

しかし、農業の担い手として農業法人の占める地位が今後も上昇するとみられる中で、農協が農業法人とどのように相互にメリットのある関係を構築していくかということが、日本農業にとってますます重要なテーマとなってきた。

農協と農業法人は確かに相互に異質な側面を持っているが、一方で両者はともに農業につきまとう変動性、低収益性、零細性を制御、克服しようとする組織であるという点で共通している。これらの日本農業が宿命付けられている困難さに対して、農協の場合は小規模農家である組合員のさまざまなリスクを最小化し、継続的に営農することに大きなウェイトが置かれているのに対し、農業法人の場合は自ら販売、加工等を行い収益機会の増大を図る志向が強いといえよう。それゆえ両者は対立ではなく協力関係をベースに、日本農業の発展に寄与できる余地が大きいのではないだろうか。

農業法人は「自分で値段を付けて売る」「さ

まざまな消費者や実需者と直に接する」ことで、情報の価値をよりスピーディに的確に捉える点で優れている。農産物の消費がますます「情報価値」をベースにしたものへと変化するなかで、農業法人の持つ若々しいベンチャー性から農協が学ぶところは多いだろう。

他方、農業法人は法人化することで収益が自動的に保障されるわけではない。むしろ多くは経営的には厳しいと報じられている。先進的農業法人として注目を集めている法人でも、その実態は「零細企業」の域を出ないのが実情であり、今後10年、20年と長期的に発展していくだけのビジネスモデルはまだ明確ではない。長期的な成長のためには、農協が提供するさまざまな機能（割安な共同利用施設の利用、金融・共済機能、農地利用調整等）の利用価値は大きいとみられる。農業法人の多くは、農協に批判的であっても農協不要というところは現実には例外的であろう。

農協も近年自ら法人への出資等の支援を行う事例も増加しているが、その多くは集落営農の法人化に伴ったもので、法人化による担い手確保を主目的にしたものであり、農業法人とのビジネス経験そのものの蓄積は少ない。今後は農協が農業法人と連携、役割分担しつつ地域農業を支えることで、農協もメリットを取っていく付き合い方が期待される。

農協、農業法人ともに従来の意識を超え、法人との取引をプラグマティックに導入していく農協、また農協の提携・協力を経営発展のモメンタムとする農業法人が今後大きく伸びて行く可能性があるのではないかという問題意識で、今後具体事例を含めた調査を行ってみたいと考えている。

(室屋有宏)

『食品の裏側—みんな大好きな食品添加物』

安部司著（東洋経済新報社）

わたしたちの食は戦後50年かけて大きく変化した。日本型食生活は崩れ、24時間営業のコンビニエンスストアやファーストフード店等の進出もあり、食の外部化、欧米化等が進み、肥満などからくる生活習慣病の増加などさまざまな問題が出てきている。また、食の外部化率（食料消費支出に占める中食・外食の割合）は年々増加傾向にあり、中食、外食、加工食品を通して知らず知らずのうちに多くの食品添加物を摂取している。

かつて食品添加物の専門商社に勤め、添加物販売のトップセールスマンとして活躍していた著者に転機が訪れたのは、長女が3歳の誕生日においしそうに頬張るミートボールを見たときだった。そのミートボールはスーパーの特売用商品としてあるメーカーから依頼されて開発したもので、産業廃棄物となるようなクズ肉に20～30種類にも及ぶ大量の添加物を投入し子供の大好きな味になるように作り上げたものだった。著者はこれまでの「つくる側」「売る側」一辺倒の認識から「買う側（消費者）」であることに初めて気づき、翌日会社に辞表を出し、以降、添加物の「陰」の部分伝えるために活動が続けている。

第1章では、食品添加物が大量に使われている加工食品について説明されている。食品添加物の使用はその食品のパックに貼られているラベルに表示されている。その原材料表示から消費者が、例えば、豚肉でつくられるハムになぜ「大豆たんぱく」「卵白」「乳たんぱく」が使われているのかという「素朴な疑問」をもつことの重要性を指摘している。

第2章では、しょうゆ、酒、みりんなどの調味料にも多くの添加物が使用されていることが指摘されている。しょうゆには丸大豆しょうゆと新式醸造しょうゆがあり、後者には大量の添加物が使用されていて、安価である。

無添加食品と添加物の入った食品では価格がまったく異なる。近年の消費者の激安志向が製造者に添加物使用を助長させる結果にもなっている。

第3章では、食品衛生法で定められた一括表示により、「香料」や「乳化剤」などで、同じ目的のために使われるものは一括表示ができる等、原材料表示ラベルの裏側について説明されている。

著者は、子供たちの味覚が食品添加物により犯され、本当の味を知らないで育つことを危惧している。また、現在のように安易に食が手に入ることにより、食べ物から「命をいただく」という感謝の気持ちが育たないと指摘している。子供に食の大切さを教えるためには、親が料理する姿を見せ、子供にも料理を手伝わせることが重要である。また、加工食品に頼らず手作りをすると時間もかかる。そこで家事を母親だけに任せるのではなく、父親も積極的に家事に参加しなければならない。製造者に対しては「法の基準」だけで安易に添加物を使用するのではなく、消費者に対する「まごころ基準」をもって製造にあたってほしいと説いている。

本書は、これまであまり知られていなかった食品添加物についてわかりやすく説明されているが、添加物の毒性のみを煽りたてることを意図するものではない。添加物を使うことにより食品の保存性が高まったり、加工食品利用により料理の手間が省けるという恩恵も受けているからである。これまで一般の消費者が知り得ない食品製造の裏側の情報公開がなされたことにより、わたしたち自身が食品を選択する目を持ち、手作りの良さが見直されることを期待したい。

（2005年11月 税込1,470円 244頁）

（プラウツ京美）

『自然生態系農業の町・綾町』へ

昭和40年代、『綾町』は「夜逃げの町」と呼ばれていた。戦後の綾川総合開発事業や国有林野事業での雇用などによって繁栄していた町も、事業の終了に伴い、働く場を失った人々の流出を招き、「夜逃げの町」となった。こうした状況で、林業と農業しか取り柄の無い町が、林業を失ったとなれば、農業で生き残る道を模索するしかなかった、これが、現在の『自然生態系農業の町・綾』の基礎である。

当時綾町では、農業者、JA、行政が三位一体となって、農業の方向性が議論された。町民といっても、農業者もいれば消費者もいる、あえていえば、農業者も消費者である。この議論の中で『安全で新鮮な野菜を食べたい』という意見が出された。町内で生産された農産物が町外の市場へ出荷され、また、町内で販売される、この流れに疑問を感じていたことともマッチし、ならば、自分たちが食べるものは自分たちの町で自分の納得するものを作ろうということで、昭和48年、1坪菜園運動が始まったのである。この運動は青空市場（現在の本ものセンター）へと発展し、当初の予想を越え、町外の消費者の呼び込みにも繋がったのである。予想を越え町外へも広がりを見せた1坪菜園運動は『安全でおいしい物を作れば売れる』とのことから拡大して行ったが、昭和53年から始まった生協との産直取引を通じ、『顔の見える販売』へと発展し、さらには、生協組合員との交流、つまり消費者と農業者との交流へと繋がった。昭和58年には農業者、JA、行政による有機農業推進本部が発足し、昭和63年には有機農業条例が制定されるなど、まちぐるみで有機農業の取組み基盤が整備され、全国に例を見ない地域づくりを展開してきた。

現在の綾町では、『自然生態系を生かし育

てる町』を基本理念とし、「有機物投入による土作り」「安全な農産物づくり」を軸に、消費者が求める安全な農産物づくりに努めている。また、綾町独自の条例により、農業者、生産圃場、栽培方法等に明確な基準を設け、一連の基準を認証し、明確なラベル表示を行なうことで、綾ブランドの確立を図っている。また、行政として全国の市町村初となる有機JAS認定機関として登録されたことに伴い、今後は有機JAS認証に基づいた農産物の生産拡大も図っていく予定である。

綾町における農業への取組みは、30年余りを通じ発展してきた。昭和63年の「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」制定以降は、農業者も自分たちの農業に自信を持ち、積極的な活動を行なっている。県内外を含めた綾町農産物の宣伝販売活動や、都市部の消費者を綾町に迎え、自分たちの農業を実際に体験してもらうなどの活動を行ない、消費者の視点に立った地域農業の振興が図られている。その他にも高齢化対策として、担い手・新規就農者等を対象とした研修制度も実施し、今後の綾町農業の担い手育成も図っている。

「夜逃げの町」から『綾町』への変革は決して簡単なものでは無かった。有機という言葉が一般には知られていなかった時代に、手探りで栽培に挑戦し、自分たちの手で販売先も開拓してきた。実際に売り物にならず、廃棄したものも数知れず、宮崎市内をトラックでJAが行商して回ったこともあった。しかし、成功は失敗の上にあるとは良く言ったもので、あのときの経験が今の綾町を作り上げることが出来たと考えている。

今、私はこう言う事が出来る。『自然生態系農業の町・綾』にぜひ一度来てくださいます。

（宮崎県JA綾町 経済部部長 白山義則）

林家の主業構成の変化に見るサラリーマン 林家の増加— 2000年林業センサスから—

林家の主業の変化を見ると、1990年までは一貫して恒常的勤務が増加し、自営農業が減少している。2000年は「自営農業」と「その他」がぐくられ49.6%となっているが、自営農業のみの数字はおそらく2割前後まで低下していると見られている。従来の農林家がサラリーマン林家に変化している様子がよく見て取れる。

林家の主業構成の変化（全国）

		1960	1970	1980	1990	2000
実数 (戸)	林家総数（5ha以上）	257,349	292,501	289,379	279,143	234,006
	恒常的勤務	13,147	46,509	89,272	115,018	100,549
	出稼ぎ	7,746	3,427	2,981	2,219	1,057
	日雇・臨時雇		17,635	24,501	14,801	8,693
	自営林業	11,622	14,269	9,325	6,982	7,558
	自営農業	201,034	171,752	116,172	82,143	116,149
	その他	23,800	38,909	47,128	57,980	
構成比 (%)	林家総数（5ha以上）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	恒常的勤務	5.1	15.9	30.8	41.2	43.0
	出稼ぎ	3.0	1.2	1.0	0.8	0.5
	日雇・臨時雇		6.0	8.5	5.3	3.7
	自営林業	4.5	4.9	3.2	2.5	3.2
	自営農業	78.1	58.7	40.1	29.4	49.6
	その他	9.2	13.3	16.3	20.8	

注：保有山林5ha以上の林家。

資料：林政総合調査研究所（2002）『林家経済の基礎的研究（1）—2000年世界農林業センサスの分析—』
林政総研レポートNo.61 March 2002

一方、2000年センサスの「林家100戸あたり林業従事世帯員数」によると、林業従事世帯員（一年のうち一日でも林業に従事した世帯員数）は、森林所有面積5ha以上層で見ると、100戸あたり、1970年の125.7人に対して2000年は57.0人に減少している。

また、他方「山林作業実施状況」（同セン

サス）で山林作業実施林家率を見ると、「植林」では1960年の50.4%から2000年の6.4%まで激減している。「下刈りなど」を見ると1970年の73.1%から2000年の34.2%に減少している。

農林家からサラリーマン林家へと変化する中で、林業労働が激減し、林業が次第に営まれなくなっていく姿がよく出ている。

筆者が2005年に全国の森林組合員、3組合900名に独自に実施したアンケートによると、所有林のうち荒廃している山林の割合は約3割もあった。林業が比較的盛んに営まれている

地域にある平均所有山林面積30.6haの中核的林家においてすらである。山林は施業を放棄され、かなりの割合で荒廃林となっている。またこれらの山林の多くは境界の分からない山林になっているとみられる。山林に長く作業に入らなければ山林は荒廃すると同時に境界も分からなくなるのである。

前述のアンケートで「林業を営んでいることの意識」について499名が回答したが、その内訳は

「林業は営んでいない(山林は放置している)」25.3%、「林業経営は最小限にとどめている」30.3%、「林業経営はほどほどに行っている」23.8%、「林業経営にはある程度力を入れている」18.0%、「その他」2.6%であった。サラリーマン林業経営は業として行き詰まりつつある。（秋山孝臣）

調査と情報 第222号（2006年9月）

編集・発行 農林中金総合研究所
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
TEL 03-3243-7333
FAX 03-3246-1984
URL : <http://www.nochuri.co.jp>
E-mail : plautz@nochuri.co.jp
